

登 録 規 則

2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 11 月 1 日 規則 第 72 号

2011 年 7 月 7 日 技術委員会 審議

2011 年 9 月 27 日 理事会 承認

2011 年 10 月 17 日 国土交通大臣 認可

2011 年 11 月 1 日 規則 第 72 号
登録規則の一部を改正する規則

「登録規則」の一部を次のように改正する。

2 章 船級登録

2.1 船級の登録

2.1.3 を次のように改める。

2.1.3 船級符号への付記

-1. 本会は、2.1.1 にいう船舶であって次の(1)から(4)に該当するものには、その旨を船級符号に付記する。

- (1) 航路を制限された船舶-例えば (Coasting Service) , (Smooth Water Service) 等。
- (2) 特定の用途に供する目的で計画された船舶-例えば (Bulk Carrier) , (Container Carrier) , (Column Stabilized Drilling Unit) 等。
- (3) 特定の目的で船体構造等が補強された船舶-例えば (Class IA Ice Strengthening) 等。
- (4) 前(1)から(3)に掲げる船舶のほか、船体の主要部材に鋼以外の材料を使用した場合等の本会が必要と認めた船舶-例えば (FRP) 等。

-2. 本会は、2.1.1 にいう船舶であって、~~環境対策として特別な措置が講じられているものについては、「Environmental Awareness」(略号：EA)を海洋環境、労働環境及びその他特定の目的に対して特別な措置が講じられたものについては、その旨を船級符号に付記することがある。~~

附 則

1. この規則は、2011 年 11 月 1 日から施行する。

登録規則細則

細
則

2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 11 月 1 日 達 第 83 号
2011 年 7 月 7 日 技術委員会 審議

2011 年 11 月 1 日 達 第 83 号
登録規則細則の一部を改正する達

「登録規則細則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

1 章 総則

1.1 一般

-1.を次のように改める。

-1. **登録規則**（以下、本細則において「規則」という。）**1.1-1.(1)**でいう船舶とは、本会の**客附行為定款**に定めるものをいう。

付録 1 申込書の書式例

様式 1A(J)を次のように改める。

製造中船級登録検査等申込書

製造中船級登録検査等申込書
様式 1A(J) (2009.11.424改正)

申込文書番号		申込日	年	月	日
--------	--	-----	---	---	---

申込者

連絡先

名称	印	所属・氏名	
住所		TEL	
		FAX	

（財）日本海事協会の「登録規則」、「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」及び「国際条約による証書に関する規則」（技術サービスを申込み場合は「技術サービス規則」を含む。）を了承の上、下記の登録及び様式 1A(J)-1 に記載の証書等の発行（発行に必要な検査を含む）を申込みます。※検査手数料等は検査の成否に関わらず申込者に請求してください。

対象船舶 ※様式 1A(J)-1 の「船舶の主要目」の欄及び「機関の主要目」の欄に追加の要目をご記入ください。

建造者名 及び住所	建造番号			
	建造契約日 ⁽¹⁾ (オプション行使) ⁽²⁾		年	月 日
	オプション船か否か ⁽²⁾⁽³⁾		Yes ☐	No ☐
☐ 申込者と同じ (申込者と同じ場合は名称・住所は記入せず左欄にレ印をご記入ください)		前船の建造契約日 ⁽³⁾		年 月 日
予 定 所 有 者 (国籍証書に記載さ れる船舶所有者)	☐ 未定		前船の建造番号 ⁽³⁾	
	☐ 名称:		起工予定日	
			進水予定日	
船籍国	船籍港	主機関の数、種類		
船の用途	総トン数	主機関の最大出力		
航行区域	☐ 国際航海 / ☐ 非国際航海 / ☐ 遠洋 / ☐ 非遠洋 (航行区域をご記入ください)			
二重船級 ⁽⁴⁾				

- (1)…船舶の予定所有者と造船所の間で建造契約のサインが交わされた日又はその予定日をご記入ください。実際の契約日が予定日と異なった場合は速やかにお知らせください。
- (2)…但し、オプション船の場合は、当該オプションを行使する契約の行われた日をご記入ください。尚、「オプション船」とは、従前に製造中船級登録検査等の申込みが行われた同型船（以下、前船という。）の建造契約において、オプションとして建造する予定が前船と同一の契約書に明記されている船舶のことを指します。
- (3)…対象船舶がオプション船である場合は、「オプション船か否か」欄の“Yes”欄をチェックの上、「前船の建造契約日」欄及び「前船の建造番号」欄にそれぞれご記入ください。対象船舶がオプション船で無い場合は、「オプション船か否か」欄の“No”欄をチェックして下さい。
- (4)…本会と他船級との二重船級の場合、その船級協会名をご記入ください。

登録

製造中船級登録	希望船級符号及び付記	NS*
	主推進機関の符号	MNS*
	希望の注記	
	登録原簿特記事項	☐ n.s. ☐ n.f. ☐ その他:
製造中設備登録	☐ 安全設備 ☐ 通信設備 ☐ 居住衛生設備 ☐ 海洋汚染防止設備 ☐ 自動化設備 (☐ MC ☐ M0 ☐ M0・A ☐ M0・B ☐ M0・C ☐ M0・D) ☐ 船橋設備 (☐ BRS ☐ BRS1 ☐ BRS1A) ☐ 揚貨設備 ☐ 機関予防保全設備 ☐ 冷蔵設備 (☐ RMC* ☐ RMC*・CA) ☐ 総合火災設備 (☐ IFC・M ☐ IFC・A ☐ IFC・AM) ☐ 船体防汚システム (☐ AFS) ☐ その他:	

右の書類を添付します。: ☐ 1A(J)-1 ☐ 1A(J)-DG/BC ☐ 1A(J)-CG ☐ 1A(J)-C ☐ 4A
 右の書類は後日提出します。: ☐ 1A(J)-1 ☐ 1A(J)-DG/BC ☐ 1A(J)-CG ☐ 1A(J)-C ☐ 4A
 _____ 番船と同型・同仕様につき、右の書類は提出を省略します。 ☐ 1A(J)-1 ☐ 1A(J)-DG/BC ☐ 1A(J)-CG ☐ 1A(J)-C

※検査手数料等の支払い者が申込者と異なる場合は、請求先を下記にご記入ください。

検査手数料等請求先

連絡先

名称	印	所属・氏名	
住所		TEL	
		FAX	

NK 記入欄	受理日	年	月	日	受理番号
--------	-----	---	---	---	------

- 注意事項 1. この申込書は弊会の支部・事務所に1部提出してください。
2. この申込書の所定の記入事項のうち、未確定事項があるときは、該当欄に「未定」とご記入ください。
3. 記載事項に変更が生じた場合及び未確定事項が確定した場合は支部・事務所に速やかにお知らせください。製造中登録検査の過程で弊会が記載事項と実際の登録の条件を変更すべきと認めた場合は申込者にお知らせします。

様式 2A(J)を次のように改める。

ClassNK

船級及び設備の維持検査並びに証書発行申込書
様式 2A(J) (200911.124 改正)

船級及び設備の維持検査並びに証書発行申込書

財団法人 日本海事協会 御中

申込文書番号		申込日	年 月 日
--------	--	-----	-------

申込者

名 称		印	氏 名	
住 所				
Tel:		Fax:		E-mail:

—(財)—日本海事協会の「登録規則」、「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」及び「国際条約による証書に関する規則」(技術サービスを申込む場合は「技術サービス規則」を含む。)を了承の上、下記に記載の船級及び設備の維持検査並びに証書の発行を申込みます。なお、検査手数料等は検査の成否に関わらず支払うことに同意します。

検査手数料等請求先 (注) 検査手数料等の支払い者が申込者と異なる場合は、請求先を下記にご記入ください。

名 称		印	氏 名	
住 所				
Tel:		Fax:		E-mail:

船 名		総トン数		船級番号	
所 有 者				IMO NO.	
船 籍 国		船舶番号		信号符号	
用 途		航行区域		二重船級	

1. 検査申込み

(1) 船級検査申込み

- ☐ 定期検査 (SS) NO. () : ☐開始 / ☐未完了 / ☐完了
- ☐ 中間検査 (IS) : ☐開始 / ☐未完了 / ☐完了
- ☐ 年次検査 (AS)
- ☐ 船底検査 (DS) : ☐通常の船底検査 / ☐船底検査に代わる水中検査
- ☐ プロペラ軸検査 (PS) : ☐NO.1 [☐通常の検査 / ☐部分検査]
- ☐ : ☐NO.2 [☐通常の検査 / ☐部分検査]
- ☐ ボイラ検査 (BS) : ☐NO.1 ☐NO.2 ☐NO.3
- ☐ 機関計画検査 (PMS) : ☐機関継続検査 (CMS) ☐機関計画保全検査 (PMS) ☐ 定期的な検査 (PS)
- ☐ 船体継続検査 (CHS)
- ☐ 臨時検査 (OS) (内容:)

(2) 設備検査申込み

- ☐ 揚貨設備検査 (CHG) : ☐年次詳細検査 ☐荷重試験 ☐臨時検査
- ☐ 自動化設備検査 (MO) : [☐MC / ☐MO. (* A / B / C / D)] (*適宜抹消のこと)
- ☐ 定期検査 ☐年次検査 ☐臨時検査
- ☐ 冷蔵設備検査 (RMC) : ☐定期検査 [☐開始 / ☐未完了 / ☐完了]
- ☐ 年次検査 ☐継続検査 (CRS) ☐臨時検査
- ☐ 居住衛生設備検査 (CAA) (注) 日本籍にのみ適用されます。
- ☐ 定期検査 ☐中間検査 ☐年次検査 ☐臨時検査
- ☐ 船橋設備検査 (BRS) : ☐定期検査 ☐年次検査 ☐臨時検査
- ☐ 機関予防保全設備検査 (PMM) : ☐定期検査 ☐年次検査 ☐臨時検査
- ☐ 総合火災制御設備検査 (IFC) : ☐定期検査 ☐中間検査 ☐年次検査 ☐臨時検査
- ☐ 船体監視システム検査 (HMS) : ☐年次検査 ☐臨時検査
- ☐ 潜水装置検査 (DVS) : ☐定期検査 ☐年次検査 ☐臨時検査

- 次項へ続く -

船 名 _____ 船級番号 _____

(3) 条約検査申込み (*適宜抹消のこと)

☐ 満載喫水線 (LL)	: ☐ * 初回 / 更新検査	☐ 年次検査	☐ 臨時検査
☐ 安全構造 (SC)	: ☐ * 初回 / 更新検査 ☐ 中間検査	☐ 年次検査	☐ 臨時検査
☐ 安全設備 (SE)	: ☐ * 初回 / 更新検査 ☐ * 中間 / 定期的検査	☐ 年次検査	☐ 臨時検査
☐ 安全無線 (SR)	: ☐ * 初回 / 更新検査	☐ 定期的検査	☐ 臨時検査
☐ ケミカル適合 (CHM)	: ☐ * 初回 / 更新検査 ☐ 中間検査	☐ 年次検査	☐ 臨時検査
☐ ガス適合 (GAS)	: ☐ * 初回 / 更新検査 ☐ 中間検査	☐ 年次検査	☐ 臨時検査
☐ 危険物輸送 (DG)	: ☐ * 初回 / 更新検査	☐ 年次検査	☐ 臨時検査
☐ 油汚染防止 (OPP)	: ☐ * 初回 / 更新検査 ☐ 中間検査	☐ 年次検査	☐ 臨時検査
☐ 有害液体汚染防止 (NLS)	: ☐ * 初回 / 更新検査 ☐ 中間検査	☐ 年次検査	☐ 臨時検査
☐ 汚水汚染防止 (SPP)	: ☐ * 初回 / 更新検査		☐ 臨時検査
☐ 大気汚染防止 (APP)	: ☐ * 初回 / 更新検査 ☐ 中間検査	☐ 年次検査	☐ 臨時検査
☐ 船体防汚システム (AFS)	: ☐ 初回検査	☐ 定期的検査	☐ 臨時検査

(注) 上記検査項目はHSSC適用船を基準としています。HSSC非適用船の場合は同等の検査項目を選択下さい。

(注) 日本籍船の無線検査は日本国政府が行います。

(4) その他の検査
☐ その他の検査 (検査の内容: _____)

2. 証書発行申込み

☐ 船級証書	☐ 設備証書	☐ 揚貨装置制限荷重等指定書
☐ 満載喫水線証書 (LL)	☐ 安全構造証書 (SC)	☐ 安全設備証書 (SE)
☐ 安全無線証書 (SR)	☐ ケミカル適合証書 (CHM)	☐ ガス適合証書 (GAS)
☐ 危険物輸送証書 (DG)	☐ 油汚染防止証書 (OPP)	☐ 有害液体汚染防止証書 (NLS)
☐ 汚水汚染防止証書 (SPP)	☐ 大気汚染防止証書 (APP)	☐ 防汚方法証書 (AFS)
☐ 免除証書 (EX) (_____)	☐ 国際トン数証書 (ITC)	☐ その他 (_____)

(注) 日本籍船のLL, SC, SE及びAFSの発行を申し込まれる場合は上記欄には記載せず、別途「条約証書交付等申込書(様式4A)」をご提出下さい。なお、日本籍船のLL, SC, SE及びAFS以外の条約証書につきましては、日本国政府へお申込み下さい。

3. 検査の場所と予定日

(1) 検査場所: _____

(2) 検査日時: _____

入港予定: _____ 出港予定: _____

(3) 現地代理店: _____ 担当者: _____

(Tel) _____ (Fax) _____ (E-mail) _____

4. 連絡事項 (必要に応じて記入下さい)

5. 補足

1. 本申込書は日本以外の国籍の船舶にも使用できます。
2. 日本籍船の場合は、最新の「船舶検査証書」の写しを添付願います。

様式 3A(J)を次のように改める。



製造後船級登録検査等申込書

製造後船級登録検査等申込書
様式 3A(J) (200011.424 改正)

財団法人 日本海事協会 御中

申込文書番号		申込日	年	月	日
--------	--	-----	---	---	---

申込者		連絡先	
名称	印	所属・氏名	
住所		TEL	
		FAX	

（財）日本海事協会の「登録規則」、「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」及び「国際条約による証書に関する規則」（技術サービスを申込む場合は「技術サービス規則」を含む。）を了承の上、下記の登録及び様式 3A(J)-1 に記載の証書等の発行（発行に必要な検査を含む）を申込みます。※検査手数料等は検査の成否に関わらず申込者に請求してください。

対象船舶 ※様式 3A(J)-2 の「船舶の主要目」の欄及び「機関の主要目」の欄に追加の要目をご記入ください。

船名			IMO NO.		
建造者名及び住所			建造契約日	年	月
			起工日	年	月
			進水日	年	月
建造番号			完工日	年	月
船籍国		船籍港			
前船籍国		前船級			
船の用途		総トン数			
受検予定	年	月	日より着手予定	年	月
受検場所			日に完了予定		
航行区域			二重船級 ⁽¹⁾		
☐ 国際航海 / ☐ 非国際航海 / ☐ 遠洋 / ☐ 非遠洋(航行区域をご記入ください)：					

(1)…本会と他船級との二重船級の場合、その船級協会名をご記入ください。

登録

製造後船級登録	希望船級符号及び付記	NS
	主推進機関の符号	MNS
	希望の注記	
	登録原簿特記事項	☐ n.s. ☐ n.f. ☐ その他：
製造後設備登録	☐ 安全設備 ☐ 通信設備 ☐ 居住衛生設備 ☐ 海洋汚染防止設備	
	☐ 自動化設備 (☐ MC ☐ M0 ☐ M0・A ☐ M0・B ☐ M0・C ☐ M0・D)	
	☐ 船橋設備 (☐ BRS ☐ BRS1 ☐ BRS1A) ☐ 揚貨設備	
	☐ 機関予防保全設備 ☐ 冷蔵設備 (☐ RMC ☐ RMC・CA)	
	☐ 総合火災設備 (☐ IFC・M ☐ IFC・A ☐ IFC・AM)	
	☐ 船体防汚システム (☐ AFS / ☐ AFS・C) ☐ その他：	

右の書類を添付します。： ☐ 3A(J)-1 ☐ 3A(J)-2 ☐ 3A(J)-3 ☐ 3A(J)-4-1 ☐ 3A(J)-4-2 ☐ 4A

※検査手数料等の支払い者が申込者と異なる場合は、請求先を下記にご記入ください。

検査手数料等請求先		連絡先	
名称	印	所属・氏名	
住所		TEL	
		FAX	

NK 記入欄	受理日	年	月	日	受理番号	
--------	-----	---	---	---	------	--

- 注意事項
- この申込書は弊会の支部・事務所に1部提出してください。
 - 弊会の船舶規則集検査要領に規定される図面を添付してください。
 - 記載事項に変更が生じた場合及び未確定事項が確定した場合は支部・事務所に速やかにお知らせください。

様式 4A を次のように改める。



条約証書交付等申込書
様式 4A (Form-4A)

条約証書交付等申込書
APPLICATION FOR ISSUE OF CERTIFICATES

財団法人 日本海事協会 御中
To NIPPON KAIJI KYOKAI

申込文書番号 Application Document No.		申込日 Application Date		年 月 日	
申込者の氏名又は 名称及び住所 Applicant Name and Address		印			
TEL		FAX		E-mail	

下記船舶について、海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令により、条約証書の交付・書換え・再交付を申込みます。なお、証書交付等手数料を支払うことに同意します。
We hereby request you to issue / rewrite / re-issue certificate(s) described below according to Ministerial ordinance regarding issuance of certificate related to INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFETY OF LIFE AT SEA, and relevant conventions. We agree to pay all fees for issuance of certificate(s).

船舶所有者の氏名又は名称 及び住所 Shipowner Name and Address																											
船種及び船名 Type of Ship and Ship Name																											
船級番号 Class Number		船舶番号 Distinctive Number																									
船籍港 Port of Registry		総トン数 Gross Tonnage																									
用途 Service of Ship		建造契約が結ばれた日 Date of Building Contract																									
キールが据え付けられた日 又はこれと同様の建造段階 に達した日 Date on which keel laid or ship was at similar stage of construction		引渡しの日 Date of Completion																									
航行区域（従業制限） Navigation Area or Fishing Restriction																											
交付、書換え又は再交付を申 込む条約証書名（書換えの場 合にはその内容） Name of Certificate(s) to be issued/rewritten/re-issue (Write the reason if rewritten)	<table border="0"> <tr> <td>交付</td> <td>書換え</td> <td>再交付</td> <td>書換え内容 Reason</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>国際満載喫水線証書 () International Load Line Certificate</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>貨物船安全構造証書 () Cargo Ship Safety Construction Certificate</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>貨物船安全設備証書 () Cargo Ship Safety Equipment Certificate</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>国際防汚方法証書 () International Anti Fouling System Certificate</td> </tr> </table>			交付	書換え	再交付	書換え内容 Reason	☐	☐	☐		☐	☐	☐	国際満載喫水線証書 () International Load Line Certificate	☐	☐	☐	貨物船安全構造証書 () Cargo Ship Safety Construction Certificate	☐	☐	☐	貨物船安全設備証書 () Cargo Ship Safety Equipment Certificate	☐	☐	☐	国際防汚方法証書 () International Anti Fouling System Certificate
交付	書換え	再交付	書換え内容 Reason																								
☐	☐	☐																									
☐	☐	☐	国際満載喫水線証書 () International Load Line Certificate																								
☐	☐	☐	貨物船安全構造証書 () Cargo Ship Safety Construction Certificate																								
☐	☐	☐	貨物船安全設備証書 () Cargo Ship Safety Equipment Certificate																								
☐	☐	☐	国際防汚方法証書 () International Anti Fouling System Certificate																								
備考 Remarks																											

- (注) 1. 本申込書は日本籍船舶用です。
2. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

Note: 1. This form is used for Japanese flag ships.
2. Signature is acceptable as substitute for stamp or seal.

附 則（改正その 1）

1. この達は、2011 年 4 月 1 日から施行する。

2 章 船級登録

2.1 船級の登録

2.1.3 を次のように改める。

2.1.3 船級符号への付記

-1. 規則 2.1.3-1.の付記は、船級規則における特別の要件の付加、条件の緩和等の規定を適用して船級登録した場合に行う。

-2. 規則 2.1.3-1.(4)の「本会が必要と認めた船舶」とは次に類するものをいう。

- (1) 船体の主要部材に鋼以外の材料を使用した船舶
- (2) 高度な直接強度計算を行うなど、詳細な構造解析手法を適用して構造寸法等が承認された船舶
- (3) 船級維持検査において特別な要件を適用することを前提に船級登録された船舶
- (4) 船級規則で想定される以外の設計概念に基づき設計建造されたもので、特別の要件を付加して船級登録された船舶
- (5) 特定の基準に基づき防食措置が施された船舶

-3. 規則 2.1.3-2.の付記は、船主からの申し込みに基づき、本会が別途発行するガイドライン「~~環境ガイドライン~~」に従って、それぞれ次の(1)から(5)について行う。

- (1) 「環境ガイドライン」に従って、環境対策として特別な措置が講じられている船舶：「*Environmental Awareness*」（略号：EA）
- (2) 「バラスト水処理装置設置に関するガイドライン」に従って、バラスト水処理対策として特別な措置が講じられている船舶：「*Ballast Water Treatment System*」（略号：BWTS）
- (3) 「船舶に搭載される有害物質一覧表に関するガイドライン」に従って、船舶のリサイクルのための有害物質一覧表が備え付けられている船舶：「*Inventory of Hazardous Materials*」（略号：IHM）
- (4) 居住区域等に対する騒音・振動対策として「騒音・振動ガイドライン」の要件を満足する船舶：「*Noise and Vibration Comfort*」（略号：NVC）
- (5) 機関室の機器に対する振動対策として「騒音・振動ガイドライン」の要件を満足する船舶：「*Mechanical Vibration Awareness*」（略号：MVA）

2.2 を次のように改める。

2.2 船級登録の維持

-1. 規則 2.2-2.でいう主要な変更又は改造とは、例えば船体延長、用途変更、主機換装等をいう。

-2. 「特殊な事情」とは、例えば、荒天遭遇又は海難事故等不可抗力的な事情により、予定されている検査の時期に検査を行うことが困難な状況をいう。

-3. 規則 2.2 の適用上、規則 2.1.3-2.の規定による付記に関する事項については、船級登

録を維持するための条件としない。当該付記の維持のために、本会が別途発行する **2.1.3-3.**
に掲げるガイドライン~~「環境ガイドライン」~~に従って定期的に確認を行う。

附 則（改正その2）

1. この達は、2011 年 11 月 1 日から施行する。